

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬社会保険料

国民健康保険税、国民年金の掛金、後期高齢者医療保険料などの社会保険料あなたが支払った、または給与・年金から差し引かれた金額を記入してください。※納付額証明書や確認書等が必要です。

⑭生命保険料

生命保険料控除の対象となる生命保険料とは、生命保険契約等に基づいて支払った保険料や掛金(これらを「一般の生命保険料」といいます。)、個人年金保険契約等に基づいて支払った保険料や掛金(これらを「個人年金保険料」といいます。)及び介護医療保険契約に基づいて支払った保険料や掛金(これらを「介護医療保険料」といいます。)です。ただし、その支払った保険料や掛金が控除の対象とされるためには、保険金の受取人のすべてが本人又は親族となっていることが必要です。

※証明書が必要です。

⑮地震保険料

居住者等(生計を一にする配偶者やその他の親族を含む)の所有する居住用家屋・生活用動産(例:住宅、マンション、家財など)を対象とした損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金(地震保険料)を支払った場合と、平成18年末日までに締結した長期損害保険料について、控除の対象になります。

※証明書が必要です。

⑯寡婦

ひとり親に該当せず、次のいずれかに当てはまる人です。事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象となりません。

I 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人
II 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下の人

⑰ひとり親

婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない人のうち、次の三つの要件の全てに当てはまる人です。

I 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいること
II 生計を一にする子がいること(総所得金額等が58万円以下)
III 合計所得金額が500万円以下であること

⑱勤労学生

あなたが勤労学生で合計所得金額が85万円以下の場合です。ただし自己の勤労によらない所得が10万円をこえる場合は除かれます。

※証明書が必要です。

⑲障害者

あなたやあなたの控除対象配偶者及び扶養親族で心身に障がいのある人は記入してください。

※障害者手帳等の提示が必要です。

⑳配偶者

あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、あなたと生計を一にする配偶者(内縁は含みません)で、令和7年中の合計所得金額が58万円以下である。

・あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、同一生計配偶者の欄にレ点を記入してください。

㉑配偶者特別

あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、あなたの配偶者の令和7年中の合計所得が58万円超から133万円以下である。

㉒扶養

あなたと生計を一にする満16歳以上の扶養親族(年の途中で死亡した場合も含まれます。)で、令和7年中の合計所得金額が58万円以下である人

・別居の場合は申告書裏面「12. 別居の扶養親族等に関する事項」の欄へも記入してください。

㉓特定親族特別控除

あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等で、令和7年中の合計所得金額が58万円超から123万円以下である人

㉔16歳未満の扶養親族(控除対象外)

あなたと生計を一にする16歳未満の扶養親族(年の途中で死亡、及び出生した場合も含まれます。)で、令和7年中の合計所得金額が58万円以下である人

㉕基礎控除

あなたの合計所得金額に応じて基礎控除額は変わります。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	430,000円
2,400万円超2,450万円以下	290,000円
2,450万円超2,500万円以下	150,000円
2,500万円超	適用なし

㉖雑損
資産について災害、盗難、横領等による損失が生じた場合に、その損失額を所得額から控除するものですが、その控除額は次の算式で計算されます。

$$\text{令和7年中の保険金等で補てんされる額} - \text{所得金額の合計額} \times 10\% = \text{控除額}$$

※災害とは震災、風水害、その他の自然現象の異変による災害や害虫、害獣、その他の生物による異常な災害が対象になります。

※証明書が必要です。

※控除額についてはP3「4. 所得から差し引かれる金額」を参照してください。

4 所得から差し引かれる金額

㉗医療費

生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費を支払った場合には、次の算式で計算される控除額が、所得金額から控除されます。

令和7年中に支払った医療費 - 保険金等で補てんされる額 = 控除額

(セルフメディケーション税制を選択した場合※区分の□に「1」と記入)

令和7年中に支払った医療費 - 保険金等で補てんされる額 = 控除額

※証明書が必要です。

※控除額についてはP3「4. 所得から差し引かれる金額」を参照してください。

※証明書が必要です。

</